

奈良市無料低額宿泊所設置運営指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定に基づき、奈良市内における社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設置、運営及び指導に関し、法、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)及び奈良市社会福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第49号。以下「細則」という。)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市の責務等)

第2条 奈良市(以下「市」という。)は、無料低額宿泊所(以下「施設」という。)に係る事業が省令を遵守して適正に運営されるよう、事業者に対し、法、細則及び本指針に基づき運営状況の調査及び必要な指導を行う。

2 市は、法第68条の2第1項又は第2項に基づく届出をせずに施設の運営を行う事業者に対し、法、細則及び本指針に基づき届出を行うよう指導を行う。

(事前協議等)

第3条 施設を設置しようとする者は、建築確認申請、用途変更等の手続、賃貸借契約、売買契約等の締結前に、市に対し、施設の所在地、事業開始予定日、施設設置の趣旨、定員、建物その他の設備の規模及び運営等について、説明を行うとともに、利用方法等について協議を行わなければならない。

(近隣住民等への事前説明及び協議)

第4条 施設を設置しようとする者は、市への協議実施後、速やかに、施設設置の趣旨、定員、建物その他の設備の規模及び運営等について施設の周辺に居住する者及び施設の周辺の事業所等に勤務する者並びに関係自治会等(以下「近隣住民等」という。)に対する説明会を実施しなければならない。

2 施設を設置しようとする者は、前項の説明会の実施後、近隣住民等と次の事項について協議を行わなければならない。

(1) 事業の計画

- (2) 施設の設備
- (3) 事業の運営
- (4) 苦情処理の体制
- (5) 地域の生活環境との調和
- (6) その他協議の必要な事項

3 第1項の事前説明及び前項の協議の実施に当たっては、施設を設置しようとする者及び近隣住民等は、法第4条の規定を尊重し、相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない。

4 施設を設置しようとする者は、近隣住民等と協議により合意又は確認した事項を遵守しなければならない。また、合意又は確認した事項について、近隣住民等が協定書の作成等の书面化を求めた場合には、協定書等を締結しなければならない。

5 施設を設置しようとする者は、第1項の事前説明及び第2項の協議を実施したときは、5日以内にその内容について、近隣住民等に対する説明会の開催に関する報告書（別記第1号様式）により市に報告しなければならない。また、近隣住民等と合意又は確認した事項、協定等の内容についても市に報告しなければならない。

6 施設を設置しようとする者は、第1項から前項までの経過を記録した設立説明経過報告書を作成しなければならない。

（事業計画の決定）

第5条 施設を設置しようとする者は、前条の協議に基づき、施設の所在地、定員、事業開始予定日、規模等の計画を決定しなければならない。また、事業計画を決定したときは、5日以内にその内容について市に報告しなければならない。

2 施設を設置しようとする者は、第3条及び第4条の過程において、関係機関等から疑義や意見があった場合は、積極的に疑義の解消及び意見を反映するよう努めなければならない。

（関係法令の遵守）

第6条 施設を設置しようとする者は、省令を遵守するほか、設置前に、労働基準監督署、消防署、保健所、市の関係部署等において関係する基準や手続き等について必要な指導を受け、労働基準法、消防法、食品衛生法、都市計画法、建築基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

（住居施設を必要とする第2種社会福祉事業経営開始届出書等）

第7条 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人が施設を設置して、第2種社会福祉事業を開始したときは、法第68条の2第1項の規定により、事業の開始後1箇月以内に、細則第13条に規定する住居施設を必要とする第2種社会福祉事業経営開始届出書（第12号様式。以下「開始届」という。）により、次に掲げる事項を、別表第1に定める書類その他必要書類を添えて市に届出なければならない。

- (1) 建物その他の設備の規模及び構造
- (2) 事業開始の年月日
- (3) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- (4) 施設の名称及び種類
- (5) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- (6) 条例、定款その他の基本約款
- (7) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴等

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が施設を設置して第2種社会福祉事業を営もうとするときは、法第68条の2第2項の規定により、その事業の開始前に、開始届により、前項第1号から第7号までの事項を、別表第1に定める書類その他必要書類を添えて市に届出なければならない。

（社会福祉事業変更（廃止）届出書（1））

第8条 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人が前条第1項第1号から第7号までの届出事項を変更したときは、法第68条の3第1項の規定により、変更後1箇月以内に細則第15条に規定する社会福祉事業変更（廃止）届出書（第14号様式。以下「変更（廃止）届」という。）に別表2に定める書類その他必要書類を添えて市に届出なければならない。

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が前条第1項第1号から第3号までの届出事項を変更しようとするときは、法第68条の3第2項の規定により、あらかじめ、変更（廃止）届に別表第2に定める書類その他必要書類を添えて市に届出なければならない。

3 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が前条第1項第4号から第7号までの届出事項を変更したときは、法第68条の3第3項の規定により、変更後1箇月以内に、変更（廃止）届に別表第2に定める書類その他必要書類を添えて市に届出なければならない。

（決算報告）

第9条 事業者は、毎会計年度終了後3箇月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を市に提出しなければならない。

(社会福祉事業変更(廃止)届出書(2))

第10条 事業者が事業を廃止したときは、法第68条の4の規定により、廃止の日から1箇月以内に、変更(廃止)届を市に提出しなければならない。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

開始届に係る添付書類一覧

番号	提出書類
1	<p>条例、定款その他の基本約款</p> <p>(1) 社会福祉法人及び公益法人の場合は、定款、寄附行為等及び法人の概要が紹介されているもの</p> <p>(2) 上記以外の法人及び任意団体の場合は、団体の概要が紹介されているもの</p> <p>(3) 個人の場合は設立趣旨の分かるもの</p>
2	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
3	法人及び施設の組織図
4	施設設置者の役員名簿（別記第2号様式）
5	施設長、その他実務を担当する幹部職員の経歴申告書（別記第3号様式）
6	施設に従事する施設職員名簿（別記第4号様式）（法第19条第1項各号の該当の有無について明記すること。）
7	届出年度前3年度分の事業報告、決算書類、届出年度における事業計画、予算書及び会計財産目録
8	納税証明書の原本（法人の場合は法人税、個人の場合は所得税）
9	省令第7条に規定する運営規程
10	居室の利用契約書、金銭管理等居室の利用以外のサービスの提供に係る契約書及び利用料設定の積算根拠となるもの
11	施設による入居者の金銭管理を行う場合は、金銭管理規程
12	施設の使用権原を証する書類（賃貸借の場合は、施設賃貸借契約書の写し、自己保有の場合は、建物登記簿謄本（登記全部事項証明書等））
13	居室ごとに床面積を記載した施設の見取図（平面図）
14	居室面積、使用料（家賃）一覧（別記第5号様式）
15	入居者に対する処遇に関する項目（別記第6号様式）
16	施設設備等の一覧及び写真
17	暴力団排除に係る誓約書（別記第7号様式）

別表第2（第8条、第10条関係）

変更（廃止）届に係る添付書類一覧

番号	変更事項	提出書類
1	建物その他の設備の規模及び構造	居室ごとに床面積を記載した施設の見取図（平面図）、居室面積、使用料（家賃）一覧（別記第5号様式）、施設設備等の一覧及び写真
2	事業開始の年月日	変更内容が分かる書類
3	福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	入居者に対する処遇に関する項目（別記第6号様式）
4	施設の名称及び種類	省令第7条に規定する運営規程
5	設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、施設設置者の役員名簿（別記第2号様式）、施設長、その他実務を担当する幹部職員の経歴申告書（別記第3号様式）、届出年度前3年度分の事業報告、決算書類、届出年度における事業計画、予算書及び会計財産目録、暴力団排除に係る誓約書（別記第7号様式）
6	条例、定款その他の基本約款	条例、定款その他の基本約款 (1) 社会福祉法人及び公益法人の場合は、定款、寄附行為等及び法人の概要が紹介されているもの (2) 上記以外の法人及び任意団体の場合は、団体の概要が紹介されているもの (3) 個人の場合は設立趣旨の分かるもの
7	施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴等	施設長、その他実務を担当する幹部職員の経歴申告書（別記第3号様式）、施設に従事する施設職員名簿（別記第4号様式）（法第19条第1項各号の該当の有無について明記すること。）、資格証、研修修了証、実務経験証明書の写し、暴力団排除に係る誓約書（別記第7号様式）

※ 提出書類は左綴じにし、書類に資料名を記入したインデックスを貼って提出してください。